

令和2年9月24日

ガス小売事業を営もうとする者の登録について

関東経済産業局長から、株式会社丸新（法人番号 8110001005310）によるガス小売事業を営もうとする者の登録申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該ガス小売事業を営もうとする者について、審査基準Ⅰ. 第1（1）②に該当する事実は認められませんでしたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20200915 関 東 第 23 号
令 和 2 年 9 月 2 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和2年9月11日付け20200911 関東第7号により貴職から当委員会に意見を求められたガス小売事業を営もうとする者について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、別添のガス小売事業を営もうとする者については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）I. 第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別 添)

(ガス小売事業を営もうとする者)

・株式会社丸新

法人番号 8110001005310